

# 法政大学大学院研究員規程

規定第545号

一部改正 2003年 4月 1日 2005年 4月 1日  
2011年 4月 1日 2013年 4月 1日  
2016年 4月 1日 2019年 4月 1日

(根拠)

第1条 本大学院学則で規定する研究員については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 研究員として入学できる者は、本大学院学則で示す博士後期課程の入学資格に適合する者であって、国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された者とする。

(申請手続)

第3条 研究員として入学を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究員調書
- (2) 研究計画書
- (3) 派遣元からの依頼書

(入学許可)

第4条 前条の手続者については、指導教授の承認及び研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可する。

(研究期間)

第5条 研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、1年に限り継続を認めることができる。その場合は、前2条を準用する。

2 国費奨学金留学生についての研究期間は、前項の規定に関わらず、文部科学省が許可した期間とする。

(施設利用)

第6条 研究員は、指導教授の指示により、本学の研究施設を利用することができる。

(研究員指導料)

第7条 研究員は、別に定める研究員指導料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1996年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「大学院研究員受入れに関する細則」は廃止する。
- 3 本規程第2条は2001年4月1日から改正施行する。
- 4 2003年4月1日から第4条及び第5条第2項を改正施行し、2003年度入学者から適用する。
- 5 この規程は、2005年4月1日から第4条第1項及び第2項を改正し施行する。
- 6 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条、第2条及び第4条第2項を改正し、2011年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、第1条及び第2条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、第2条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、第4条及び第8条を一部改正し、2016年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、第4条及び第7条を一部改正し、2019年4月1日から施行する。

(追52)